

## 生涯学習による道德教育

間瀬 正次

### 目次

まえがき

一、幼児期におけるしつけ指導

二、児童期における修身教育（戦前）

三、児童期における道德教育（戦後）

今後の課題（青壮年期におけるボランティア活

動）

### まえがき

わが国で「生涯教育」という新しい教育概念が紹介されたのは、一九六五年のユネスコ成人教育推進委員会の国際会議のときであった。最初の提案者はフランスの社会教育の理論及び実践の学者ポール・ラングランで、第二次世界大戦後の成人教育及び民衆教育の教授となり、ユネスコの専門委員としてこの問題に取り組んできた。したがって初めは戦後の職業教育の継続・補充として考えられたのであった。しかしその後ラングランの後を継いだイタリアのユットレーは、これからの生涯教育は、一つはコミュニティーに根ざした個人の成長と、二つは仲間の連帯を目指す自己実現の学習が必要であるとして、生涯学習と呼ぶようになった。

わが国では文部省を始め各都道府県の教育委員会及び学者などによって、人間の発達段階（幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期）に互って発達課題が研究され、それぞれの内容が拡充されていった。

そこでここでは、それぞれの発達課題に応じた生涯学習の要点を児童期を中心にして述べることにしよう。

### 一、幼児期におけるしつけ指導

わが国では子どもが生まれると、「しつけ」指導の諺として「三つ児の魂は百まで」とか、「七つまでは神の内」といわれて、子どもは家や親を離れるまでは、「自然の子」とか「罪のない神の子」として大事にされてきた。「しつけ」の語源は農作上の苗代への植えつけや裁縫上の「しつけ糸」から由来して、形を整え基礎をつくることを由来していた。これが一定の型となり、親からの「見よう見まね」から「子どもは親の背を見て育つ」によって、日常生活上の礼儀作法や対人関係・社会生活・職業生活にまで及んで、一人前になることが大事だとされてきた。いずれの国も子育てには、長い間の経験から生まれた生活の知恵と家の伝統にしたがって、子どもの養育が行われている。わが国では家運の継承や芸能の伝達のために、子育ての知恵や心得が、家憲や家訓となって残されている。その代表的なものとして室町時代に能楽の大成者世阿弥元清（能楽の創始者観阿弥清次の子として一三六三年に生まれる）が三十七・九歳の時に書いた『風姿花伝』が家憲の代表として注目される。本書は「家を守り芸を重んずる」ために「亡父の申し置きし事ども」を、ただ「子孫の庭訓」として書き残したものである。本書には「年来稽古条々」として年齢区分をたて発達段階に応じて、学習と訓練の教えが書かれている。その一部を紹介すると、「七歳を芸の初めとしあまり諫むることなく心のままに任せ、十二三歳に調子がでるのでやりやすい所を見せ場に態をだいに働きをたしかにし、十七・八歳には声変わりの転機に際し心中に願力をおこし生涯かけての稽古に励み……」と述べられて「初心忘るべからず」の精神が貫いている。

ここではさらに日米の国際的母子研究として注目すべき幼児の発達比較研究の成果を紹介してみよう。この比較研究は一九七二年から約十年間にわたって行われた比較研究で発表されたものである。母親の考え方や子どもへの話しかけ方などが、子どもの知的な発達にどういう影響を及ぼすかを、東大の発達心理学者東洋氏などが三歳から五歳の幼児を対象として、母子ともに直接面接をして調査したものである。その結果、意欲の構造としては、日本の子どもは受容的勤勉性が強く、アメリカの子どもは自主的選好性が強いことがわかった。また「しつけ方略」の調査から見ると、「いうことを聞かせるためにあげる根拠の比較」では、アメリカ側が親としての権威を挙げるのは五〇％で高く、日本では一八％で低い。また子どもの道徳意識と道徳判断については、アメリカのこの方面の第一人者L・コールバーグの説に関しては、日本人は早く慣習的段階に達するが、その先の段階、特に原則的水準に達するのが遅く、それ以上進む者が少ないが、「アメリカ的なしつけのもとで育った者は人間関係の及び感情的な配慮をはたらかせ、律法的ないしそれを内面化し、原理的な考え方に達する者が多い」ということとは注目すべき発見であった。

### 二、児童期における修身教育（戦前）

日本の封建社会は約二〇〇年続き、長い期間にわたる鎖国政策によって社会機構、制度の近代化が遅れた。それが一八六八年（明治元）に新政府が成立すると、新しい方針によって政治・経済・文化・教育の各方面で大きな変化が生じた。まず明治維新における政治の基本方針としては、同年三月に出された「五箇条の御誓文」に「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」などを強

調して、封建社会を革新する近代化の促進を求めている。

また日本最初の近代的な学校制度を定めた「学制」が、一八七二年（明治五）八月に太政官布告として発布され、そのなかに次のような文言が述べられている。「学問は身を立てるの財本ともいふべきものにして人たるもの誰が学ばずして可ならんや」を前提に、「自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なからしめん事を期す」と。この思想は当時の代表的な社会思想家福沢諭吉（慶応義塾大学の創設者）が著わした「学問ノススメ」（一八七二年（明治四））のなかで、「人ハ生レナガラニシテ貴賤貧富ノ別ナシ唯学問ヲ勤テ物事ヲヨク知ル者ハ貴人トナリ富人トナリ無学ナル者ハ貧人トナリ下人トナルナリ」と同じである。

こうした教育の思想は、新政府が明治初期の教育政策として、維新の基盤であった国学（尊皇精神の神道）をしりぞけ、封建社会を支えていた儒学（孔孟の儒教精神）を排して、洋学（科学）を中核とした実学主義といわれるものである。したがって学校教育の目標は、もっぱら知育（当時、開智と呼ばれた）を主とし、教科書も外国の翻訳書を使用し、新しい知識、技術を授けるのが主であった。これは後進国として国際社会に登場した日本が早急に欧米の先進国の知的水準に追いつくための教育的措置であったと思われる。

ところでその後一〇年近く経過すると、政府の教育政策は急変することになった。すなわち、一八七九年（明治十二）に公布された「教育令」は、アメリカの自由主義的な教育思想を模範として、中央集権的な政策や画一的な制度をできるだけ避けていた。それが翌一八八〇年（明治十三）の改正教育令となると、官僚統制が強化され徳育が重視されてきた。例えば全国の教育事務（教育行政）は文部卿（文部大臣）が統括し、小学校の学科課程では修身（道徳）を首位におき、小学校教員は一八八一年（明治十四）に制定された「小学校教員心得」によって、「尊王愛国ノ志氣ヲ振起」することを任務とされた。

このような大きな変化は、日本の政府が自由主義では早急の教育の普及に役だたず、人権（自由・平等）を説く欧化主義は日本の国体（天皇中心）と伝統（儒教中心）を重んずる方針に反すると考えたからである。こうして学校教育の目標も、初期の開智（知育）を主とする開化主義から中期の修徳（徳育）を重んずる伝統主義へと転換することになったのである。

さらに明治後期になって注目すべきは、一八九〇年（明治二十三）に戦前の日本の道徳教育の根幹となった「教育勅語」が成立したことである。この教育勅語の成立過程と内容検討は、戦前ではタブーとなっていたが、東京大学名誉教授海後宗臣の戦後の研究によって解明されている。

それによると一八八二年（明治十五）に「軍人勅諭」を發議した総理大臣山県有朋が教育勅語の草案の作成を進める役割をもち、文部大臣芳川顕正が原案を成文化する任務を果たし、法制局長官井上毅が原案を作成したものを明治天皇の側近者であった枢密顧問官元田永孚の一部修正を経て、一八九〇年（明治二十三）の六月から十月にかけて成立したのである。原案作成者の井上長官は、教育勅語は政事上の勅語とは区別し、天皇の社会上の著作物として、宗教上の争いや哲学上の論議をさけて、漢学や洋学に偏しないように慎重な配慮をもって当たったといわれる。しかし同年の十月三十一日に文部省の訓令で教育勅語の謄本が各学校へ配布されたときは、文部大臣の訓旨（学校は天皇の勅旨を守り、校長は式祭日に勅語を奉読し、生徒はその教えに服すること）を付けて、それがその後の学校教育への大きな影響を与えたこととなった。

この教育勅語の内容には、日本の産業資本主義の発展に望ましい近代的な個人道徳（勉学・勤労・正直・忍耐に努めるなど）や社会道徳（社会の進歩・公益・福祉に尽くすなど）が含まれるとともに、日本の伝統的な国家道徳（家や祖先を重んじ家長や天皇に孝養と忠誠を尽くす）が中核となっている。そして同年十月に出された

「小学校令」では、小学校教育の目的は「国民教育及道徳教育ノ基礎」を授けると明記され、翌一八九一年（明治二十四）の「小学校教則大綱」では、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ」児童の徳性を涵養することと規定された。このために修身授業に用いられる教科書（初めは自由採択制で、次に検定制に移り、一九〇四年（明治三十七）より国定制となる）は、教育勅語にあげられた徳目を、毎学年教材として配列した徳目主義を原則とした。そして教師は修身教育で何を教えるかの自由はなく、教師用書に従って教科書に掲載された徳目（道徳的価値）をいかに注入するかに努めた。その指導方法として、日本は明治初期にJ・H・ペスタロッチ（一七四六―一八二七）の直観教授から「問答法」を学び、大正初期にはJ・F・ヘルバルト（一七七六―一八四二）の段階教授法を取り入れて、人物伝記主義（偉人・英雄の伝記から教訓を学ぶ）を採用した。これが日本全国にわたり半世紀近く、この修身教授により国民性の育成を図り、時代の推移により重点のおき方に多少の違いがあったが、国家主義（国体尊厳）・軍国主義（忠君愛国）の指導をしてきたのである。

### 三、児童期における道徳教育（戦後）

日本では戦後しばらく道徳教育という言葉は、修身教授さらに軍国主義に連なるというので、教育界ではタブーとされた。それが一九五〇年（昭和二十五）の朝鮮動乱の勃発により経済的自立に向かい、翌年九月のサンフランシスコ平和条約の締結で政治的独立を達成すると、総司令部の指令で公布された法令を再審査し、戦後の教育制度を再検討することとなり、教育勅語体制から教育基本法体制へ移行した。

このとき吉田茂総理大臣から懇請されて、当時の社会道義の頹廃と青少年の非行増加を防ぎ、国民的自覚を促すために、日本のカント哲学者天野貞祐あまのさだゆきが文部大臣となった。彼は文相在任中に、国会では「静かな愛国心」を

説き、祝祭日には国旗の掲揚と国歌の斉唱が望ましいという通達を出し、日本の伝統であり象徴である天皇制を支持し、新しい修身教育の復活を提唱した。

しかし当時はまだ教育界や一般社会において、道徳教育に対する反論が強かったために、文部省は学校教育においては、あらゆる機会をとらえ周到な全体計画のもとで、「批判力と実践力にとんだ自主的、自律的な人間の形成を旨す」方針を採用した。そして教科では社会科教育のなかで社会認識とともに、民主的な社会に貢献する能力の育成を重視したり、教科外では特別教育活動において実践的な自治活動を強化する方策もとったが、文部省はそれらはいずれも不十分であるとして新しい方向へと転換した。

すなわち松永東文部大臣のとき、教育課程審議会は審議を急いで、文部省令の改正により一九五八年（昭和三十三年）に次の方針を決定した。小・中学校の教育課程の改善の基本は、道徳教育の徹底と基礎学力の充実及び科学技術の向上をあげ、道徳教育の徹底では学校の教育活動全体を通じて行い、同時に、「道徳」の時間を設けて毎学年毎週一単位時間継続して、まとまった指導を行うことにした。

この「道徳」の時間の性格と役割は、次のとおりである。まず「道徳」は修身科の役割への誤解を避けるために、教科でも特別活動でもない特別の領域とした。次に子ども的人格評価や学習評価をしないために、教科書を用いず評価をつけないことにした。さらにこの指導に当たっては、特別の専任教員でなく学級担任に任せることにした。こうして「道徳」の時間は、学校の全教育活動で行われる道徳教育を補充し深化し総合する役割を持たせたのである。この「道徳」指導の目標は、人間尊重の精神に基づいて、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の発展につとめ、平和的な国際社会に貢献できる日本人の育成を目指している。その指導内容は、日常生活の基本的行動様式、道徳的心情・判断、個性の伸長・創造的な生活態度、国家・社会の成員としての道徳態

度で、最初小学校では三六項目、中学校では二一項目で構成されていた。また指導方法としては、討議・問答・講話・読み物利用・視聴覚教材の利用・劇化・実践活動などがあげられている。

しかし当時の社会情勢や日本の教育事情において、一九五八年の「道德」時間の特設と実施をめぐって、はげしい賛否の論争が行われた。その焦点は、第一に国家が国民の良心にかかわる道德教育にどこまで関与できるか、という基本問題から始まり、第二に学校の教育活動全体で行う全面主義と「道德」の時間を必要とする特設主義との是非をめぐる内容論へ移り、第三に従来の生活経験を重んずる生活指導を守るか計画的・継続的に道德的価値を教える道德指導を支持するかの方法論の論争へと発展していった。

これに対して文部省は、「道德」の時間と指導を軌道にのせるために、種々の方策を実施した。その代表的なものが、一九六三年（昭和三八）に政府が経済発展に果たす教育の役割を重視した人的能力の開発の一環として、文部省から教育課程審議会への諮問により答申された「道德教育の充実方策について」である。これによると学校における道德教育の基本方針は従来と変わらないが、具体的な内容として①個人の価値をたつとぶとともに、②日本国民の育成をめざす、③日常生活から生きた教材を選ぶとともに④特にわが国の文化・伝統に根ざしたものを生かす、⑤今日の世界における日本の地位と使命にかんがみ⑥国民としての自覚を高め公正な愛国心を培う、⑦今後宗教的あるいは芸術的な面からの情操教育を一層徹底する案が打ち出された。

さらにこの充実方策の具体化として、①児童・生徒の発達段階に応じた具体的なねらいや重点を一層明確に示す、②教師用の指導資料をできるだけ豊富に提供する、③児童・生徒にとって適切な道德の読み物資料の使用を促すなどが実施に移された。その他教員養成の改善、現職教育の充実、校内体制の確立、家庭や社会との協力、指導行政の強化なども、着々と実施されてきた。

#### 今後の課題（青壮年期におけるボランティア活動）

わが国では人間が乳幼児から成人になるために、発達段階による一定の通過儀礼があつて、とくに乳幼児期では七・五・三歳における年齢区分が大切にされる。満三歳になれば乳離れをして宮参りにより、地域の一員（氏子）になる。五歳で日常の作法を学び、七歳までに男女の区別がはっきり設けられる（「男女席を同じうすべからず」）。人間の生涯経験のなかで一番たいせつとなるのは、子どもからおとなとなる規律また儀式（きまり）で、これを一般にわが国では元服と呼んでいた。貴人また上級の武士の子なら十一歳から十六歳頃に幼名を廃し、男子は前髪をそり女子はこれを束ね、男女別の服装、態度別の言葉づかいや礼儀作法が始まる。とくに注目すべきは、一般庶民は地域ごとの組織をつくって若者組、若衆宿に入り、親元を離れて生活訓練や職業技術を学んだ。ときには喫煙や飲酒を覚え、男女交流や性体験も行なったところもある（これは後に一般に少年団、青年団という社会教育の団体に発展した）。わが国ではこれを若者組・娘連中・小若と呼んで、団員の親睦や教養の向上をはかり、地域社会への奉仕活動を行なつて、大きな役割を果たしている。

たとえば明治の終りから大正の初めにかけて長野県の上田市では、青壮年者が信濃自由大学をつくり活躍したし、昭和の初めには東京の南多摩で青年団の文化運動を行った記録がある。また第二次大戦後の新憲法発布をめぐって、東大の丸山真男教授が静岡県で成人を対象として啓蒙活動を行なったことは有名である。こうして戦後の若者は、YWCA、JRC、4Hクラブ、ボーイ・スカウトなどの導入があつて活動をしてきたが、最近一九五五年一月の阪神大震災や、一九九七年一月の日本海岸福井県の三国地区におけるロシアのタンカーによる重油流出事件に際して、わが国の青壮年団が活躍したことは記憶に新しい。

これらのボランティア活動は、日本の最近の沈滞しがちであった学生運動に対して、道徳教育の復活強化の面において大いに注目すべきことであろう。

〈参考文献〉

- ・波多野完治著『生涯教育新講』（教育開発研究所 一九七五年）
- ・東洋 編著『日本人のしつけと教育』（シリーズ人間の発達12 東京大学出版会）
- ・海後宗臣 著『教育勅語成立史の研究』（自家本 昭和四十年十二月）
- ・間瀬正次 著『戦後日本道徳教育実践史』（明治図書出版 一九八二年）
- ・山口昌男 著『敗者の精神史』（岩波書店 一九九五